

令和8年（2026年）4月1日
熊本県総務部人事課

副知事の分掌事務について

令和8年4月1日付け組織改正等に伴い、副知事の分掌事務を下記のとおり定めました。

記

1 竹内副知事

- (1) 知事公室、総務部、企画振興部（企画課、地域振興・世界遺産推進局及びデジタル改革推進局に限る。）、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、観光文化部、農林水産部及び出納局に関すること。
- (2) 病院局、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会との調整に関すること。

2 亀崎副知事

- (1) 企画振興部（交通政策・統計局及び球磨川流域復興局に限る。）及び土木部に関すること。
- (2) 企業局、公安委員会及び収用委員会との調整に関すること。

3 1及び2に関わらず、両副知事の共管とする事項等

- (1) 知事公室のうち知事公室付及び秘書課に関すること。
- (2) 危機管理、議会、予算、人事、組織その他重要な事項に関すること。
（その他重要な事項）
 - ・ 熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨災害からの創造的復興
 - ・ 半導体関連産業の集積を踏まえた取組み
 - ・ 地方創生（地域未来創造会議に関することを含む）等
- (3) それぞれの副知事が所掌する事務については、必要に応じ、他の副知事へ情報提供を行うものとする。